2　第二種金融商品取引業者に対する検査結果に基づく勧告

⑴　集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況〔金商法第36条の３及び第37条第２項違反。金商法第38条第６号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号該当〕

○　ゲインズ・アセット・マネジメント株式会社は、平成20年５月に第二種金融商品取引業の登録を受け、匿名組合契約に係る出資の募集を主要業務としているものであり、当該募集による出資金を充てて行われる事業(以下この⑴において「出資対象事業」という。)は、高濃度酸素発生器のリース事業（当該事業における事業管理会社を、以下この⑴において「Ａ社」という。)を含む２事業である。

当社は、当該酸素発生器リース事業に係る集団投資スキーム（以下この⑴において「Ｏ２ファンド」という。)の持分につき、平成20年５月以降、７種類募集しているが、当該募集において、下記②及び③のとおり、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められた。

①　本件Ｏ２ファンドの運営状況等

イ　匿名組合財産や出資対象事業の運用実績の裏付けのない配当

本件Ｏ２ファンドに係る出資対象事業につき、平成20年11月分以降、Ａ社から当該事業に係る稼働・運用報告がなされず、また、同年12月分以降については、酸素発生器の稼働率が相当悪化して出資対象事業の収益がほとんどないため、当社においてＡ社からの収益金の入金が遅延し又は入金がないなどといった状況にあった。

このような状況の中で当社は、本匿名組合財産の状況や出資対象事業の運用実績を把握・確認することなく、現にその運用実績の裏付けがないにもかかわらず、稼働率70%を前提とした年利回り10%前後の配当をしている。

ロ　出資者に説明されていない多額の出資者負担費用（販促費用）の徴取

当社は、当社が出資金から徴取する手数料その他の出資者が負担する費用等（以下この⑴において「出資者負担費用」という。)につき、販売勧誘資料や契約締結前交付書面において「申込手数料」として出資金の５%相当額（一口50万円につき２万5000円）等を記載しているにとどまる。

しかしながら、当社は、出資金一口50万円から、上記「申込手数料」のほか販促費用20万円（一口50万円の40%相当額）をＡ社から入金を受けてこれを徴取し、出資者に負担させていた。

②　出資者に誤解を生じさせる広告及び表示等

上記①の事実関係は、いずれも出資者が本件Ｏ２ファンドに出資をするかどうかの投資判断に重大な影響を与えるものと認められ、当社は、遅くとも平成21年３月頃以降、当該各事実関係を認識し又はこれらを調査・確認すべきであったと認められる。

しかしながら、当社は、

イ　出資金一口（50万円）のうち20万円を販促費用として徴取しているが、その募集に際して販売勧誘資料等において、当社が出資金から徴取する出資者負担費用として「申込手数料」(２万5000円）等を記載するにとどまり、当該販促費用につきこれを表示し、出資者に説明すべきものと認められるにもかかわらず、これを徴取する旨の表示・説明がなされていない。

ロ　当社が行った配当につき、出資対象事業の運用実績の裏付けが全くないものであるにもかかわらず、当社のホームページには年利回り「10.8%」などと表示されており、「70%程度の稼働率があり、そのような運用実績の裏付けがある」という著しい誤解を生じさせる表示となっている。

ハ　平成21年３月以降に募集が開始された本件Ｏ２ファンドに係る出資の募集に際し、その当時において出資対象事業の運用実績が確認できず、また、実際の稼働率が相当悪化し、対象期間の収益金がＡ社から入金されていない状況であったにもかかわらず、販売勧誘資料である「募集要項」には、そのような現状からは実現可能性がほとんどないというべき稼働率（50～90%）に着目した想定利回り表が掲載されているほか、稼働率の維持に努めるなどといった記載もあり、匿名組合契約書の運用方針には、想定稼働率を60%以上と設定する旨記載されている。このような表示は全体として、「酸素発生器の稼働率として50～90%も実現可能であり、また、当社が実際の稼働率を把握・確認した上で配当を行っている」と受け取れる誤解を生じさせる表示であると認められる。

③　無登録業者への名義貸しによる募集

株式会社Ｂの社員は、平成20年12月頃以降、本匿名組合契約に係る出資の募集につき、同社の業務として、営業代行と称して当社の名義を用いて当該募集を行っており、当社は、金融商品取引業の登録を受けていない同社及びその社員に対して当社の名義を貸し、当該募集行為を行わせている。

・　勧告年月日
　　平成21年６月26日
・　勧告対象
　　当社
・　行政処分の内容
　　①　業務停止命令
　　金融商品取引業の全業務の停止６か月
　　②　業務改善命令（イ　顧客の状況、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況を早急に把握し、当該財産の顧客への返還に関する方針及び返還する場合の方策について検討すること、ロ　顧客に対し、顧客が出資等をした財産の運用・管理状況等の説明に努め、顧客の意向を踏まえて必要な手続きを行うこと、ハ　顧客間の公平に配慮しつつ、顧客保護に万全の措置を講ずること、ニ　顧客への説明及び出資金の返還のために必要な人的体制を整えること、ホ　会社財産の不当な費消を行わないこと）

3　投資運用業者、投資助言・代理業者等に対する検査結果に基づく勧告

⑴　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為〔金商法第37条第２項違反〕

○　有限会社ゴールデンピラミッドは、平成18年８月１日から平成19年９月30日までの間、顧客開拓を目的としたリーフレットを３回（計17,080枚）作成し、タクシー車内での配布用に供していた。

当該リーフレットは、法令等遵守指導部門責任者を兼務している金融商品取引業統括部門責任者自らが作成したものであり、計12名（第１回から第３回までのリーフレットに各４名)の顧客について、「入会日」、「運用資金」、「パフォーマンス」等の事項に係る実績が記載されており、当社の顧客が当社の助言に基づき高い運用実績を達成したと受け取れる内容となっているものの、

①　当該12名全てについて、そもそも当社の顧客には該当する者が存在していない

②　「パフォーマンス」について、具体的な顧客の実績に基づいて算出することなく、また、「運用資金」と「パフォーマンス」を自らの都合のよいイメージに従って記載している

など、当社は、投資顧問契約に基づく助言業務に係る実績について、広く一般に配布するリーフレットに虚偽の実績を記載することにより、著しく事実に相違する表示を行っていた。

・　勧告年月日
　　平成20年７月11日